



つるぎ町告示第 51 号

つるぎ町税条例（平成 17 年条例第 55 号）附則第 24 条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和 2 年 12 月 11 日

つるぎ町長 兼 西 茂

